

(参考資料②) 設工認から保安規定への反映項目確認

○保安規定への反映項目抽出（1次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考(要否判断、反映先等)	結果*1
11	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
15	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	〃	③
19	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	〃	③
22	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	〃	③
26	今回申請のクレーン①、クレーン②、廃棄物管理棟及び廃棄物貯蔵設備(7)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	〃	③
27	廃棄物管理棟に放射性固体廃棄物を搬入・保管するにあたっては、事前に第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	既に保安規定に定めている。（管理区域の区分図第2図（8））	②
32	今回申請の第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、汚染機材保管倉庫の設備、機器及び建物の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
43	今回申請の廃棄物管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	〃	③
45	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	〃	③
添I-18(135)	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1 内部火災 に記載する。	①

- \*1 ① 今回の保安規定変更申請で反映  
 ② 新規制基準の段階的反映の中で変更済み  
 ③ ②以前に規定済み

## 保安規定への反映項目抽出（2次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
17	今回申請の加工棟 成型工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
18	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
27	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第5図に1次文書として「保安品質保証計画書」を示している。	③
28	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
34	ペレット寸法密度測定台及びフードボックス(3)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
34	加工棟 成型工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	”	③
115	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
149	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)～(4)、仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32) 貯蔵している核燃料物質をすべて他の貯蔵施設に移動することが困難であることから、貯蔵棚の一部に核燃料物質を貯蔵したまま安全を確保する方法で補強工事を行う。具体的には、補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それらを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③

## 保安規定への反映項目抽出（2次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
150	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
157	SUS 容器用台車(1)、原料粉末貯蔵棚(1)、(2)、SUS 容器、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)～(4)、電動リフト(5)、(6)、仕上りペレット貯蔵棚(1)～(32)、仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)、(4)は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ハ1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
221	今回申請の加工棟 成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
222	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
229	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第5図に1次文書として「保安品質保証計画書」を示している。	③
230	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
233	保安秤量器(加工棟7)、(加工棟8)、(加工棟9)は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ハ1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
233	緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ハ1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	”	③
添 I-21	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.1 火山(降灰)及び積雪 に規定する。	①

## 保安規定への反映項目抽出（2次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
添 I - 26	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	添付 1 「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」 1.1 内部火災に記載する。	①
添 I - 290	質量の核的制限値を有する設備・機器にウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する設計とする。	第124条による。	③
添 I - 290	なお、保安秤量器(加工棟1)～保安秤量器(加工棟9)は、ペレットを扱う場合、質量制限となるが、ウラン質量が14.8kgU 以下となるよう積載制限（ポート（焼結）、ペレットトレイ、サンプル容器又はペレットであって員数は1）をすることから、保安規定に基づく操作記録による核的制限値の管理対象から除外する。	第124条による。	③
添 I - 296	固定することが困難な設備・機器と固定設備・機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、固定設備・機器に対する固定することが困難な設備・機器は保安規定に規定された使用エリア内でのみ使用する管理（図臨-42 参照）とする。	第3図に反映する。	①
添 I - 1018	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)、(4)は、収納する仕上りペレット貯蔵棚の転倒を防止する部位を設置する。台車の操作については保安規定で規定する。	別表第2第2項、第3図に操作範囲を規定する。（更新）	①

- \*1 ① 今回の保安規定変更申請で反映  
 ② 新規制基準の段階的反映の中で変更済み  
 ③ ②以前に規定済み

## 保安規定への反映項目抽出（3次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
10	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
18	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
22	今回申請の準備工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
26	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
32	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
37	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
42	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
47	今回申請の設備・機器の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③

- \*1 ① 今回の保安規定変更申請で反映  
 ② 新規制基準の段階的反映の中で変更済み  
 ③ ②以前に規定済み

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
25	今回申請の工場棟転換工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
25	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業者、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	第42条に基づく。	②
27	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
29	放射性固体廃棄物を工場棟転換工場から搬出又は工場棟転換工場へ搬入するにあたっては、事前に工場棟転換工場前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	第2図（2）に反映する。	①
49	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
50	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ2-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
54	工場棟転換工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
100	今回申請の工場棟成型工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
100	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業者、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	第42条による。	②
102	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
117	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
118	成型工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
153	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
154	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
165	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
166	今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1 参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
168	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
169	組立工場は、I-2の検査で適合を確認した後、図ホ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
199	今回申請の第2核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
199	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業者、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	第42条による。	②
200	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
204	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
205	今回申請の容器管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-2参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
205	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
211	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
212	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ2-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
212	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
216	第2 核燃料倉庫及び容器管理棟は、I-2 の検査で適合を確認した後、図へ1-1 及び図へ1-2 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
263	今回申請の放射線管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
263	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業員、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	第42条による。	②
264	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
266	放射性固体廃棄物を放射線管理棟から搬出又は放射線管理棟へ搬入するにあたっては、事前に放射線管理棟前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	第2図（2）にて規定する。	①
277	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
278	今回申請の放射線管理棟前室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト7-a参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
278	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
281	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
282	今回申請の除染室・分析室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
282	保安規定に基づき、工事エリア内の管理区域区分を第1種管理区域から第2種管理区域に一時的に変更し、養生された工事エリア内での負圧維持の要件を解除した上で、工事エリアへの作業員、資機材等の搬出入を非管理区域側から実施する。	第42条による。	②



## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
283	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
295	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
298	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
308	本申請の設備の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-2-1 参照）。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
308	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
310	本申請の設備の仮移設及び代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-3-1 参照）	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
310	排気ファンを運転させ、乾燥機の使用を開始する。なお当該気体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする。	第77条による。	③
310	使用開始後の高性能エアフィルタ及び代替排気ダクトは、保安規定に基づき維持管理を行う。	第7章 施設管理による。	③
310	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
314	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-4-1参照）。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
317	今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-5-1参照）。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
321	工事を伴う廃液処理設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後*、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第76条、別表1-3に廃液処理設備(5)の記載を反映する。	①

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
321	工事を伴う廃液処理設備(6)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第76条第2項から条件付き運転条件の記載を削除する。	①
321	放射線管理棟及び除染室・分析室は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
448	今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
449	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
459	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
460	今回申請の工場棟成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
461	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
470	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
471	今回申請の工場棟組立工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
471	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
479	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
480	今回申請の第2核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ヘ1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
481	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
488	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
489	今回申請の容器管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
489	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
495	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
496	今回申請の放射線管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
497	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
505	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
506	今回申請の放射線管理棟前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
506	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
511	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
512	今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
513	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
522	本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。	第2章 保安品質マネジメントシステムに規定されている。	③
523	緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1、図ハ1-1、図ホ1-1、図ヘ1-1、図ヘ1-2、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
933	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1 内部火災 に規定する。	①
979	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.1 に規定されている。	②
979	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	”	②
986	台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3. 内部溢水 に規定する。	①
988	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1内部火災 に記載する。	①
1007	工場棟転換工場、工場棟成型工場、第2核燃料倉庫、放射線管理棟及び除染室・分析室では、設計基準事故が想定されるため、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）とは別に事故対処のための現場操作が可能となるように、防災資機材保管場所及び予備防災資機材保管場所に懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設置することを保安規定に定める。	別表第20及び添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全に係る体制の整備」1.3資機材の整備に規定する。	①
1017	工場棟転換工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	第72条 第1項(3)号に貯蔵場所が限定されている。 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	①
1017	工場棟組立工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	第72条 第1項(3)号に貯蔵場所が限定されている。 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	①

## 保安規定への反映項目抽出（4次申請）

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
1018	容器管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	①
1018	放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めるが、屋外との境界の鉄扉をF3 竜巻対応とすることにより、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所と放射線管理棟前室の境界のシャッタのF3 対応は不要とする。	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	①
2176	溢水後10分でのポンプ停止を保安規定に記載	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水 に規定する。	①
2177	溢水後10分でのポンプ停止を保安規定に記載	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水 に規定する。	①
2179	溢水後のポンプ停止を保安規定に記載	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水 に規定する。	①
2179	溢水後のポンプ停止を保安規定に記載	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水 に規定する。	①
2235	通常時に廃液処理設備(6)に受け入れる廃液は、添説設1-3-2表に示すソフト対策管理を実施することにより、有意な核燃料物質が混入しないことを管理する。これらの対策については保安規定に規定する。	第76条第3項に記載済み。	②
2298	保安規定にて、今回申請する槽を対象に液位高警報発報時に運転員が液位高警報を確認後、速やかに送液元のポンプを停止することを規定する。	第76条第2項及び添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」3.内部溢水に記載する。	①
2461	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1 内部火災 に規定する。	①
2462	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」1.1 内部火災 に規定する。	①
2468	放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めるが、屋外との境界の鉄扉をF3竜巻対応とすることにより、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所と放射線管理棟前室の境界のシャッタのF3対応は不要とする。	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 ウランを取り扱わないことについては、添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	①

- \*1 ① 今回の保安規定変更申請で反映  
 ② 新規制基準の段階的反映の中で変更済み  
 ③ ②以前に規定済み

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
28	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
29	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
102	UF6シリンダは、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
120	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
124	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
129	今回申請の附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト準-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
129	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
133	気体廃棄施設（気体廃棄設備(1)）は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
156	今回申請の附属建物第1 廃棄物処理所、附属建物第2 廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟における設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図チ準-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
156	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
167	今回申請の附属建物発電機室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
167	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
172	保安規定第67条（計画停電時の措置）に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。なお、具体的には下記処置を事前に実施する。	第67条（計画停電時の措置）による。	③
173	工事の実施にあたっては、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、労働安全衛生法等の関連法令に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努めるものとする。	保安規定に基づき工事計画を策定している。 第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
178	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
180	今回申請の設備・機器のうち改造、撤去（発光分光分析装置の撤去）する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
181	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
188	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
192	今回申請する設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。本工事は保安規定に基づき工事計画を策定し行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
192	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
196	今回申請の付属建物発電機室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
196	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
203	今回申請の工場棟転換工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-1(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
203	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
208	今回申請の工場棟成型工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-2(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
208	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
213	今回申請の工場棟組立工場の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-3(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
213	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
218	今回申請の付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-4(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
218	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
223	今回申請の放射線管理棟の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-5(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
223	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③



ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
228	今回申請の付属建物除染室・分析室の非常用設備である緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ4-2-6(1/2)及び(2/2)、図リ4-2-7(1/2)及び(2/2)参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
228	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去、取り外す際には、保安規定第42条に従い、隣接する非管理区域を一時的に第1種管理区域に変更し、当該区域での負圧維持の要件を満足させた上で、作業中、資機材等の搬出入を第1種管理区域側から実施する。境界の壁、扉の復旧後、法に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認した上で、管理区域を解除し、非管理区域とする。	第42条による。	②
228	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
235	今回申請の付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟及び付属建物第3廃棄物倉庫での取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ準-1参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
236	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
239	継続使用にあたっては、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
239	新設する付属建物発電機室、及び発電機室の非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯、安全避難通路）、非常用通報設備（放送設備、通信連絡設備（電話設備））、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、及び消火設備（屋外消火栓、消火器）は、I-2の検査で適合を確認した後、図リ準-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
239	飛散防止用防護ネットは、工事完了後、I-2の検査で適合を確認した後、図I-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
309	当該前室は、次回以降の設工認にて申請する。加工施設の性能検査にて新規基準に適合していることを確認後、保安規定に当該前室を明記する予定。	第2図（1）、第2図（6）に反映する。（第2種管理区域として）	①
776	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、屋外の梯子を使用し、屋上に登り除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	①
781	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	①
786	ウランを手作業で取り扱うその他の加工施設（分析設備）は作業員が不在となる休日及び夜間は、サンプル保管庫に収納する。この管理については保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①
800	UF6 シリンダを構内運搬する場合は、運搬設備（フォークリフト）の火災の可能性を想定し、火災に対するUF6 シリンダの保護のため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第22条の規定に基づき承認された保護容器（輸送容器）に梱包して運搬することを保安規定に規定する。	第58条に規定する。	①
828	各タンクの上限值（燃料油タンク：600L、潤滑油タンク：50L）は保安規定で規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.2 外部火災に反映する。	①
828	連続稼働7日間運転するために必要な燃料は、A重油で約29,000L、潤滑油で約140Lであるが、必要な燃料は構内に保管しており、管理については、保安規定で規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.2 外部火災に反映する。	①
834	分析室及び分光分析室では、竜巻警報発報時、夜間休日不在時には分析サンプルをサンプル保管庫にて保護する。この管理については保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
1107	添説設1-1 図に示す青枠のエリアで取り扱うウランの質量は14.8kgU 以下を常に維持するように保安規定で規定する。	別表第2（注3）に規定する。	①
1107	分析室に設置する廃水タンクに流入する廃液は、保安規定に基づく操作記録により放射性液体廃棄物レベルに管理することから、廃水タンクは質量制限値管理機器の対象外とする。	第76条に規定している。	③
1109	UF6 シリンダ内のウランの濃縮度及び減速度はUF6 シリンダの受入時に内容物の材料証明書により、核的制限値以下であることを確認する。この核的制限値の確認は保安規定で規定する。	第70条の3項に規定している。	③
1115	複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（保安規定）	第35条に規定している。	③
1118	質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値を管理する。	第35条（1）及び別表第16に規定している。	③
1135	オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①
1522	分析室及び分光分析室では、竜巻警報発報時、夜間休日不在時には分析サンプルをサンプル保管庫にて保護する。この管理については保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①
1599	液位を監視する。（保安規定）	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3. 内部溢水に反映する。	①
1599	廃水タンクの液位点検については保安規定で規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3. 内部溢水に反映する。	①
1611	人の管理によるサンプルの保持については保安規定で規定する。	第31条第2項による。	③

- \*1 ① 今回の保安規定変更申請で反映  
 ② 新規制基準の段階的反映の中で変更済み  
 ③ ②以前に規定済み

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
111	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
111	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	第42条に基づく。	②
112	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
114	放射性固体廃棄物を付属建物シリンダ洗浄棟から搬出又はシリンダ洗浄棟へ搬入するにあたっては、事前にシリンダ洗浄棟前室を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	第42条による。	②
119	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
119	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	第42条に基づく。	②
120	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
125	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
126	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
134	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
135	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
138	付属建物シリンダ洗浄棟は、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
138	粉末回収ボックスは、I-2の検査で適合を確認した後、図イ2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
634	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
635	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
642	繰返し粉投入ボックス、大型混合装置(2)、フードボックス(3)、ペレット寸法密度検査装置、フードボックス(4)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ハ2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
942	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
942	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定(第75条の3)に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	第75条の3による。	③
943	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
949	燃料棒立会検査定盤及び燃料棒受台は、I-2の検査で適合を確認した後、図ニ2-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1054	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1054	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1059	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1059	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1143	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1143	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1151	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
1151	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1155	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1155	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1160	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1160	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定（第75条の3）に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	第75条の3による。	③
1161	補強工事の実施箇所付近の収納部に核燃料物質が貯蔵されている場合は、それらを工事による影響を受けない収納部又は他の貯蔵棚に移動することで、付近に核燃料物質がない状態として工事を実施する。工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1161	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1169	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1169	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定（第75条の3）に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	第75条の3による。	③
1170	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1174	付属建物原料貯蔵所は、I-2の検査で適合を確認した後、図へ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
1174	大型粉末容器貯蔵架台、大型粉末容器、大型粉末容器用台車、SUS 容器用台車(3)、(4)、スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2 核燃料倉庫)、電動リフタ、仕上りペレット貯蔵棚、仕上りペレット貯蔵棚用台車、余剰ペレット貯蔵棚、金属缶用台車(1)、ロッドチャンネル用台車(2)、(3)、燃料棒貯蔵棚、トラバーサ、運搬車、シリンダ貯蔵ピットは、1-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1235	但し、保安規定に基づき使用数量を60基とする。	別表第2の大型粉末容器の員数に反映する。	①
1475	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1475	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	第42条に基づく。	②
1477	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1478	放射性固体廃棄物を付属建物第1 廃棄物処理所から搬出又は第1 廃棄物処理所へ搬入するにあたっては、事前に第1 廃棄物処理所前室を第2 種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	第2図（5）に反映する。	①
1493	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1493	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1497	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1497	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	第42条に基づく。	②
1498	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1512	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
1512	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1514	放射性固体廃棄物を付属建物第3廃棄物倉庫から搬出又は第3廃棄物倉庫へ搬入するにあたっては、事前に第3廃棄物倉庫を第2種管理区域設定のため保安規定を変更申請し、認可を受ける。	第42条による。	②
1520	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1520	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	第42条に基づく。	②
1520	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1528	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1531	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1532	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1539	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1539	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1544	保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1544	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1548	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1548	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1551	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1552	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③



ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
1555	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1556	当該液体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする	第76条による。	③
1556	使用開始後の廃液処理設備は、保安規定に基づき維持管理を行う。	第7章 施設管理による。	③
1556	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1559	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1560	当該液体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする	第76条による。	③
1560	使用開始後の廃液処理設備は、保安規定に基づき維持管理を行う。	第7章 施設管理による。	③
1560	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1563	付属建物第1 廃棄物処理所、付属建物第2 廃棄物処理所、付属建物第3 廃棄物倉庫及び廃棄物貯蔵設備(5)は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ト1-1、図ト1-2、及び図ト1-3 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1563	気体廃棄設備(1)～(3)、(5)、(6)、廃液処理設備(1)、廃液処理設備(4)及び焼却設備は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
2006	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2006	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2030	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2030	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2037	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
2037	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2040	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2040	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2044	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2045	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2055	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2056	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2063	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2064	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2074	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2074	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2081	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2082	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2094	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2095	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2101	保安規定に基づき以下に示す手順により検査のみを行う	第7章 施設管理による。	③
2103	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2103	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
2106	保安規定に基づき工事計画を策定する	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
2107	不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定（第75条の3）に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	第75条の3による。	③
2107	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
2111	保安秤量器（成型工場9）、（ウラン管理3）、（ウラン管理4）は、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
2111	既設の緊急対策設備（1）、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、I-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
3120	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：繰り返し分	①
3273	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：ローター回収	①
3455	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を越えない運用をする。（保安規定）	第3図（3）に反映する。 組立工場：マガジン架台部	①
3456	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を越えない運用をする。（保安規定）	第3図（3）に反映する。 組立工場：マガジン架台部	①

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
3464	近接することが可能な他の機器のユニットと305mm以上離隔できるように離隔管理線を設定し、運搬物が離隔管理線を越えない運用をする。（保安規定）	第3図（3）に反映する。 組立工場：マガジン架台	①
3497	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（1）に反映する。 転換工場：大型粉末容器用台車	①
3500	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（1）に反映する。 転換工場：SUS容器用台車	①
3501	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（1）に反映する。 転換工場：SUS容器用台車	①
3507	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（1）に反映する。 転換工場：金属容器用台車	①
3511	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：金属容器用台車	①
3528	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：ポート運搬台車	①
3536	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：ポート（焼結）用台車	①
3537	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：ポート（焼結）用台車	①

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
3540	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：金属容器用台車	①
3544	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：仕上がりペレット貯蔵棚用台車	①
3545	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：ペレットトレイ用台車	①
3547	他の機器のユニットと305mm以上離隔できるよう、近接することが可能なユニット表面から150mm以上離れた位置に設定する離隔管理線を越えないように台車を運用することを保安規定に定める。	第3図（2）に反映する。 成型工場：金属缶用台車	①
4825	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	①
4834	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	①
4856	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①
4859	台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3. 内部溢水に反映する。	①
4860	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①
4885	使用施設との共用については、保安規定に規定する。	第75条の2第7項に反映する。	①

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
4916	シリンダ洗浄棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 ウランを取り扱わないことについては、添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	①
4916	第1廃棄物処理所前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定める。	第72条 第1項（3）号に貯蔵場所が限定されている。 ウランを取り扱わないことについては、添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3竜巻 に規定する。	①
4924	貯蔵容器数については保安規定で管理する。	第4図（3）に規定している。	③
5335	核的制限値を質量で担保する機器にウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する。	第35条（1）及び別表第16に規定している。	③
5368	①複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（保安規定）	第35条に規定している。	③
5368	質量の核的制限値を有する機器にウラン粉末、ウラン溶液を挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値の管理を確認する。	第35条（1）及び別表第16に規定している。	③
5368	なお、ペレット1個又はペレットを収納したサンプル容器1個を保安秤量器で取り扱うが、ウラン質量が14.8kgU以下であることは自明であるため、保安規定に基づく操作記録による核的制限値の管理対象から除外する。	従来より対象としていない。	③
5389	単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できる剛構造物を設置しない固定機器に対しては離隔管理線を設定し、固定することが困難な機器はこの線を越えて固定機器に接近しないように作業員が管理する。なお、この管理は保安規定で管理する。	第3図に反映する。	①
5389	マガジン架台部と運搬台車に供給する圧縮空気供給の切替操作（弁操作）は、保安規定に基づく操作記録により管理する。	第31条及び別表第16に規定している。	①
5390	固定することが困難な機器と固定機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、固定機器に対する固定することが困難な機器は保安規定に規定された使用エリア内でのみ使用する管理とするため、単一ユニット相互間の必要離隔距離を逸脱する恐れはない。	第3図に反映する。	①
5651	オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災（標準書の整備）に反映する。	①

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
5674	水素ガスの供給開始時は、ロータリーキルン内を窒素ガスでパッキングして漏えいのないことを確認後、水素ガスを供給する。（保安規定）	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①
5674	常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。（保安規定）	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①
5674	常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。（保安規定）	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①
5674	常温から昇温する場合は、運転温度に上昇するまで複数回、ポータブルの水素ガス検知器により炉の周囲で漏えいがないことを確認する。（保安規定）	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①
5675	運転中は扉を開けないことにより空気の混入を防止する。（保安規定）	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①
5874	添説設4-1-1 表に示す設備・機器については、設備・機器に取り付けたワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。この管理について保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①
5874	マガジン {471} は、竜巻警報発報時及び夜間休日不在時には、マガジン架台 {473}、マガジン架台部 {476} に積載する。この管理について保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①
5875	マガジン架台部 {476} は、移動可能な設計としている。竜巻警報発報時及び夜間休日不在時にはボルトで固定する。この管理について保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①
5955	このスクラバの循環水が停止（循環ポンプ停止）した場合、排気中に含まれるウランの除去機能が損なわれることから、スクラバの循環水が停止（循環ポンプ停止）した場合、警報（添説設6-4 図のA 部）を発し、運転員に乾燥機の運転停止動作を促す。この対応は保安規定で順守する。	第38条第2項に規定している。	③
5962	機器内部の負圧を9.8Pa以上で維持管理することについては保安規定で規定する。	第36条第3項に反映する。	①

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
6002	今回申請する槽において、液位高警報発報時に運転員が液位高警報を確認後、速やかに送液元のポンプを停止することは保安規定に規定する。	第76条第2項に反映する。	①
6003	液量を管理する。（保安規定）	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3.内部溢水に反映する。	①
6003	操業中は作業員が閉ループ内の水量を漏えいが起こさない水量に管理する。冷却水、洗浄水の水量管理については、保安規定で規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」3.内部溢水に反映する。	①
6023	複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定）	第31条1項（3）を設け反映する。	①
6025	複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定）	第31条1項（3）を設け反映する。	①
6032	HFを含む液体状の放射性物質を内包する槽と排気ダクトとの接続部には閉止弁を設置し、B-DBA事象発生時はこれを運転員複数名が閉止する。この作業に関わる具体的な体制については保安規定に記載する。	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」に規定している。	②
6034	台車の操作については保安規定で規定する。	別表第2第2項、第3図に操作範囲を規定する。	①
6149	重大事故に至るおそれがある事故への対処については、事業許可の方針を元に、保安規定に規定し、必要な資機材、対応要領、要員を整備し、教育訓練を実施している（今後、建物・設備の改造を反映）が、スクラバが機能しないことから、設備・建物による閉じ込め（UF6 シリンダ、コールドトラップ、コールドトラップ（小）（1次閉じ込め）、蒸発器（2次閉じ込め）、防護カバー（3次閉じ込め）、転換工場（4次閉じ込め）により対処する。	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」に規定している。	②
6151	重大事故に至るおそれがある事故の際、保安規定に定められた手順により、転換工場の気体廃棄設備は一斉に停止され、逆流防止ダンパは閉止されるため、UF6の漏洩は停止する。	第113条に規定している。	②
6158	表に示すソフト対策管理を実施することにより、有意な核燃料物質が混入しないことを管理する。これらの対策については保安規定に規定する。	第76条第3項に反映する。	①
6166	排出基準値以下の排水については、保安規定に規定する。	第76条及び別表第14に規定している。	③

\*1 ① 今回の保安規定変更申請で反映  
 ② 新規制基準の段階的反映の中で変更済み  
 ③ ②以前に規定済み



ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
103	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
104	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
814	今回申請の付属建物第3核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1 参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
814	第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。	第42条に基づく。	②
815	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
824	今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2 参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
824	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
829	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
830	工事が完了した貯蔵棚については、技術基準への適合性を確認する検査を実施し、本加工施設全体の性能に係る検査を行うまで、その状態を維持する。この間における安全確保に係る運用に関しては保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
830	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
837	付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫は、I-2の検査で適合を確認した後、図へ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
837	スクラップ貯蔵棚（粉末用）（第3 核燃料倉庫）、ペレット貯蔵棚、棚搬入コンベア、洗浄残渣乾燥機、回転混合機（金属容器（粉末）混合）、燃料棒構内運搬車、保存燃料棒貯蔵棚は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1046	大型粉末容器 員数72基 但し、保安規定に基づき使用数量を60 基とする。	別表第2の大型粉末容器の員数に反映する。	①
1170	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1170	第2種管理区域内での工事において、不要となった設備・機器や、工事で発生した廃材は、保安規定（第75条の3）に従い、汚染がないことを確認した上で、所内の所定場所にて保管もしくは廃棄物として廃棄又は有効利用する。	第75条の3による。	③
1171	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1182	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1183	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1187	排水貯留池は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ト1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1187	気体廃棄設備（4）、廃液処理設備（3）、保管廃棄設備（液体廃棄物の廃棄設備）、焼却設備、固体廃棄物処理設備、除染設備、保管廃棄設備（固体廃棄物の廃棄設備）は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
1544	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1545	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1549	エアスニファ、エリアモニタ、ハンドフットモニタ、ダストモニタ、モニタリングポスト、放射能測定装置（ $\alpha$ 、 $\beta$ 線用）及び気象観測装置は、1-2の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、1-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1589	今回申請の消火設備防火水槽(3)及び(4)に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-2-1 参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1589	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1594	今回申請の消火設備可搬消防ポンプに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図リ1-3-1~2 参照）により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1594	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1598	今回申請の付属建物第3核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1599	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1607	今回申請の付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。	保安規定に基づき工事計画を策定している。	③
1607	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
1612	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1615	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1615	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1619	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1619	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1624	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1624	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1627	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1627	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③
1632	今回申請の設備・機器については、変更がないため、保安規定に基づき以下に示す手順により検査のみを行う（図り2-7、図り2-8 参照）。	第7章 施設管理による。	③
1634	今回申請の設備・機器については、保安規定に基づき以下に示す手順により工事及び検査を行う。	第7章 施設管理による。	③
1634	保安規定第67条（計画停電時の措置）に従い、既設非常用ディーゼル発電機の停止措置を実施する。	第67条による。	③
1634	工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。	第5図に文書体系図を定め各種要領等に従っている。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
1639	空シリンダ置場は、空シリンダを保管しており、施設の維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規規制対応工事中も継続使用する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1639	無停電電源装置は、I-2 の検査で適合を確認した後、図り2-2 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1639	工業用水、水道水の配管に設置（新設）する溢水源供給停止設備（手動）の工業用水遮断弁（手動）及び水道水遮断弁（手動）、並びに新設する溢水源供給停止設備（自動）の工業用水遮断弁（自動）、水道水遮断弁（自動）は、I-2 の検査で適合を確認した後、使用を開始し、図り2-5 に示す加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1639	保安秤量器（シリンダ1）～（シリンダ3）、保安秤量器（ウラン管理5）～（ウラン管理7）、UF6 シリンダ秤量器及び保安秤量器（分析1）、（分析2）は、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1639	改造する非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機（屋外ケーブル系統））は、I-2 の検査で適合を確認した後、図り2-9 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③
1639	既設の緊急対策設備（1）、非常用通報設備、自動火災報知設備、及び消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。継続使用にあたっては、I-2 の検査で適合を確認した後、加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。	第7章 施設管理による。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
2819	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	①
2822	構内運搬車に影響を及ぼす竜巻、風（台風）、降水、積雪、火山の影響に関しては、影響を受けることがないよう事象発生時には屋外では使用しない運用とするため評価対象外とした（保安規定に規定）。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①
2826	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	①
2827	降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.1 火山（降灰）及び積雪に反映する。	①
2832	構内運搬車による搬送時には、外部火災源としてのA 重油用タンクローリ、液化アンモニアローリの経路への侵入を制限する（保安規定に規定）ため、評価対象から除いた。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.2 外部火災に反映する。	①
2837	立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。第3 核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫は、鉄筋コンクリート造、及び鉄扉等の堅牢な障壁を有し、管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。なお、空シリンダ置場については、管理区域への出入管理を施錠により行う。また核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。さらに空シリンダ置場に空シリンダを保管する場合は、関係のない人との接触を避けるために、フェンスとの間に距離をおいて置くように管理する。この管理方法については、保安規定で規定する。	第2図（2）の「空シリンダ置場」に記載する。	①
2847	火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①
2853	水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災に反映する。	①

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
2876	サーベイメータ（ $\alpha$ 、 $\beta$ （ $\gamma$ ）線用）及び除染用具については、保安規定で当該施設の整備及び管理を規定する。	別表第20に反映する。	①
2877	相対するエリアモニタが同時検知した場合は防災組織活動に加え、入構者の退避を実施する。警報表示/吹鳴時の対応については保安規定に定める。	第10章非常時の措置に規定している。	③
2878	ハンドフットモニタでは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）に定める第1種管理区域内から退出する者の表面密度限度（アルファ線を放出する放射性物質の場合、 $0.4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ）以下に警報を設定する。警報セット値は、法による警報設定値に余裕をみて $0.3\text{Bq}/\text{cm}^2$ 以下とする。なお、警報表示/吹鳴時の除染措置については、保安規定に定める。	第47条第1項に（3）号を設け反映する。	①
2878	加工棟成型工場における被ばく監視及び管理のための退出管理は、使用施設である燃料加工試験棟に設置したハンドフットモニタを使用する。このことを保安規定に規定する。	第47条第1項（2）号に反映する。	①
2878	ダストモニタが排気中濃度を連続監視し、警報設定値に達した当日以降の3ヶ月間、放射性物質の放出を抑制すれば、上記の法に定める3ヶ月間の平均濃度以下になるよう警報を設定し、ダストモニタの計数効率、バックグラウンド値を踏まえて算出した $9\text{cps}$ 以下に警報を設定する。なお、警報表示/吹鳴時の防災組織活動については、保安規定に定める。	第80条に規定している。	③
2880	モニタリングポストでは、ガンマ線の線量率が $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 及び $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ に達した時点で、適切な通報並びに防災組織活動による収束活動を実施できるように警報を設定する。なお、警報表示/吹鳴時の防災組織活動については、保安規定に定める。	第80条に規定している。	③
2916	原料貯蔵所の粉末輸送容器貯蔵枠に粉末輸送容器を貯蔵する場合は、原料貯蔵所のUF6の最大貯蔵能力を超えないようにするため、図へ設-1（2/2）に記載の通り、シリンダ貯蔵ピットに蓋をしてUF6シリンダの貯蔵はしない（保安規定に規定）。	第4図（2）に規定している。	③
2926	荒天（竜巻、台風、雪、雨）時及び降下火砕物観測時には運搬を実施しない（保安規定で規定）。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
2929	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光機等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。（5-9） 保安規定に規定（「別表第20 防災資機材一覧」の消火用資機材、防護具類、その他器材の欄）している。	別表第20に反映する。	①
2929	灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所（2）を更新して貯蔵量上限を9.5kl から0.75kl に縮小し、火災の影響を防止する。（9-22） 保安規定に敷地内の屋外危険物の貯蔵量管理に関する規定を、今後追加する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.2 外部火災に反映する。	①
2929	運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とする。（12-1） 表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。（12-3） 保安規定に規定（第12条）している。	第9条に規定している。	②
2929	制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。（12-2） 保安規定に今後規定する。	第9条に規定している。	②
2929	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。（18-4） 保安規定に規定（「別表第20 防災資機材一覧」の防護具類の欄）している。	別表第20に反映する。	①
2929	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。（18-7） 保安規定に規定（第46条）している。	第46条に規定している。	③
2930	除染用として、除染用具を設ける。（18-8） 保安規定に今後規定する。	別表第20に反映する。	①
2930	放射線業務従事者に対する線量を管理するため、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第1種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。 放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。（18-9） 保安規定に規定（第54条）している。	第54条に規定している。	②



ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
2930	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。(18-10) 保安規定に規定（「別表第20 防災資機材一覧」の防護具類の欄）している。	別表第20に反映する。	①
2930	隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社が所有する、上記と同様の設計のモニタリングポストの測定データを、随時監視できるようにする。(19-3) 保安規定に今後規定する。	第54条第4項に反映する。	①
2930	加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。(22-4) 保安規定に規定（添付2）している。	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」2.3 対策の実施に必要な情報の把握に規定している。	②
2930	当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。(22-6) 保安規定に規定（「別表第20 防災資機材一覧」の非常用通信機器の欄）している。	別表第20に反映する。	①
2930	夜間及び交流電源喪失を想定した事態対応のための資機材の整備については、保安規定に規定（添付2 及び「別表第20 防災資機材一覧」の放射線計測器、防護具類、通信連絡用器材、非常用通信機器、その他器材の欄）している。 UF6 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとしている。 今後、これら資機材を予備の保管場所を考慮して分散配置することについて、保安規定に規定する。	添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」1.3 資機材の配備に規定している。	①
2931	大規模な損壊に至った場合、加工施設周辺への気体状のUF6 等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行うことについて、保安規定に規定（第113条、添付2）している。今後、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することについて、保安規定に規定する。	散水については、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制の整備」2.2 重大事故に至るおそれがある事故の発生を防止するための対策に規定している。 集塵機等について別表第20に反映する。	①
3084	UF6 シリンダ内のウランの濃縮度及び減速度はUF6 シリンダの受入時に内容物の材料証明書により、核的制限値以下であることを確認する。この核的制限値の確認は保安規定で規定する。	第70条及び別表第12に規定している。	③
3089	複数の運転員によりウランの装荷量が核的制限値以下であることを確認する。（保安規定）	第35条に規定している。	③

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
3089	添説設1-2表に示す質量の核的制限値を有する設備に濃縮度5%以下のウランを挿入する際は、保安規定に基づく操作記録により核的制限値を管理する。	第35条（1）及び別表第16に規定している。	③
3096	固定することが困難な機器は、単一ユニット間相互間の間隔を物理的に維持できるように、保安規定に規定された使用エリア内でのみ使用する管理とするため、単一ユニット相互間の必要離隔距離を逸脱する恐れはない。	第3図に反映する。	①
3155	原料貯蔵所に設置するシリンダ転倒装置（原料貯蔵所）の変速機に使用する潤滑油については、火災源となりえるので、内包油の全量を溜めるオイルパン及び火炎の影響を与えないよう遮熱板を設置する設計とする。オイルパン及び遮熱板については、保安規定及び社内管理要領により適切に管理する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」1.1 内部火災（標準書の整備）に反映する。	①
3295	添説設4-1-1 表に示す設備・機器については、設備・機器に取り付けたワイヤを介してアンカーボルト等で固定する。この管理について保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①
3296	燃料棒構内運搬車 [589] は竜巻警報発報時及び夜間休日不在時にはボルトで固定する。この管理について保安規定に規定する。	添付1「設計想定事象発生時の保全活動に係る体制等の整備」2.3 竜巻に反映する。	①
3366	複数の運転員により試薬投入量を確認する。（保安規定） UF4 等粉末を含むウラン溶液に対して、反応当量以上の水酸化ナトリウムを投入することにより、液体状のウランを確実に固形化処理することにより、液体状ウランの流出を防止する。	第31条1項（3）を設け反映する。	①
3366	複数の運転員により試薬投入後の反応完了を確認する。（保安規定） UF4 等粉末を含むウラン溶液と水酸化ナトリウムの化学反応によるウランの沈殿形成完了をpHで確認することにより、液体状ウランの流出を防止する。	第31条1項（3）を設け反映する。	①
3366	複数の運転員により遠心分離機への通液系統を確認する。（保安規定） 洗浄残渣沈殿槽(1)(2)で生成したウラン固形分を含むUF4 スラリは遠心分離機で固液分離し、UF4 等粉末を回収する。	第31条1項（3）を設け反映する。	①
3401	添説設8-1 表に示す核燃料物質の混入防止対策を保安規定に定めて実施すること、	第76条第3項に反映する。	①

ページ	項目抽出（「保安規定」検索結果）	備考（要否判断、反映先等）	結果*1
3411	廃液処理設備(3)においてウランの除去を行った廃液は、{737}集水槽（チェック）で、また手洗い水等の廃液は、{745} 廃液貯槽（チェック）で排出基準値以下であることを確認した後に、{776}排水貯留池に排水する。排出基準値以下であることを確認してから排水する旨は、保安規定で規定する。	第76条第2項に反映する。	①
3411	排水貯留池の片側を空の状態に運用する旨は、保安規定で規定する。	第76条第2項に反映する。	①

- \*1 ① 今回の保安規定変更申請で反映  
 ② 新規制基準の段階的反映の中で変更済み  
 ③ ②以前に規定済み